



● 車道通行の原則

自転車は、車と同じ「車両」の一種であり、「歩道や路側帯」と「車道」の
区別がある道路では、「車道」を通行しなければなりません。

【法 17 条第 1 項】

この時、

「歩道や路側帯」と「車道」の区別がある道路…「車道」の左側端
「歩道や路側帯」がない道路 …道路の左側端

【法 18 条第 1 項】

に寄って通行しなければなりません。

○ 自転車道がある場合

普通自転車は、自転車道を通行しなければなりません。

【法 63 条の 3】

※普通自転車以外の自転車の自転車道通行

【法 17 条第 3 項】

二輪または三輪の自転車、長さ 190 cm 以内・幅 60 cm 以内の四輪

以上の自転車は、自転車道を通行することができます。

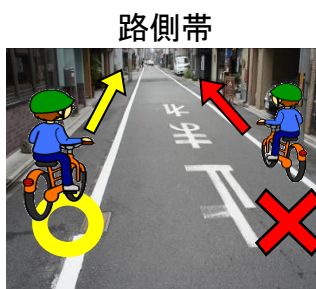
(側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを除く。)

○ 路側帯がある場合

自転車は、道路の左側に、歩道の代わりに「路側帯」があるときは、そ
の路側帯を通行することができます。

【法 17 条の 2 第 1 項】

ただし、著しく歩行者の通行を妨げる場合や、白の実線 2 本で示された
「歩行者用路側帯」は通行することができません。



路側帯
白の実線 1 本



駐車禁止路側帯
白の実線と破線



歩行者用路側帯
白の実線 2 本

○ 普通自転車専用通行帯がある場合

車道に、「普通自転車専用通行帯」が設けられているときは、その普通
自転車専用通行帯を通行しなければなりません。

【法 20 条第 2 項】



<道路標識>



<左側通行>

【罰則】 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等

● 例外的に歩道を通行できる場合

自転車は、車道通行が原則ですが、普通自転車については

- ・ 道路標識等により普通自転車が歩道を通行することができることとされているとき

【法 63 条の 4 第 1 項】



<道路標示>



<道路標識>

- ・ 普通自転車の運転者が、70歳以上の人や13歳未満の子供、身体の不自由な人であるとき
 - ・ 車道又は交通の状況に照らして普通自転車の通行の安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき
- には、歩道を通行することができます。

【令 26 条】

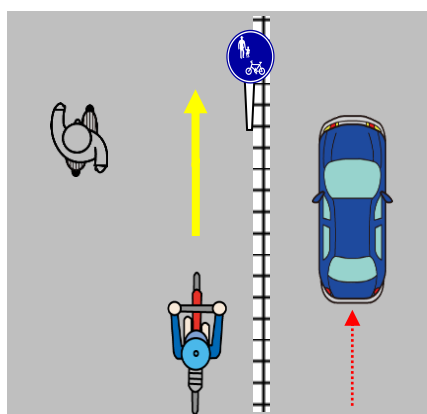
普通自転車が歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を**徐行**しなければいけません。

【法 63 条の 4 第 2 項】

道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分 (=普通自転車通行指定部分) があるときは、普通自転車通行指定部分を**徐行**しなければなりません。

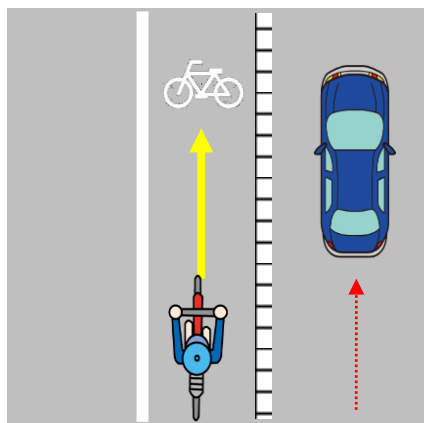
また、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止をしなければなりません。歩行者がいなるときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。(普通自転車通行指定部分のみ。)

歩道の車道寄りを走行



<歩道> <車道>

普通自転車通行指定部分がある場合は指定部分を走行



<歩道> <車道>

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等